

2019年度事業計画

(公財) 千葉県動物保護管理協会

公益目的事業 動物の適性飼養及び保護管理を目的とする事業

本事業は、動物による危害・被害を防止し、動物を愛護する精神を広く社会に普及し、併せて生命尊重との意識の高揚を図り、もって人と動物との調和の取れた社会づくりに寄与するとともに、社会福祉の向上及び公衆衛生の向上を目的とし、次の事業を行う。

1. 普及・啓発活動事業

(1) 講習会活動事業

「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」開催要領に基づき、動物飼育者及び一般県民を対象に動物の愛護及び適正飼養管理等についての知識を普及し、動物による被害・危害等の防止に努める。

(2) 地域活動活性化事業

県内各地域における動物愛護思想の普及及び適正飼養管理の推進を図るため、協会活動を支援するボランティアの登録及び登録者を対象としたボランティア講座の開催など再教育を行い、人材の育成と確保を図る。

(3) 広報・啓発イベント事業

① イベント事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県・市町村等が開催する「動物愛護週間」行事に協力し、動物の愛護及び適正飼養管理についての普及啓発を行う。

* 9月15日～9月28日(千葉県、千葉市、船橋市、柏市)

② 「わが家の愛犬・愛猫写真コンクール」の実施

動物愛護と適正飼養管理を普及・啓発するため、動物の写真に飼養管理状況等のコメントを添えた作品を募集する。

優秀作品については、動物愛護週間のイベント会場で展示するとともに理事長表彰を行う。

(4) 会報等発行事業

協会事業及び動物飼育関連情報等を県民に提供し、適正飼養管理の啓発を行う。

2. 指導・相談事業

(1) 相談事業

① 電話相談事業

動物の適正飼養管理を推進するため、電話相談日を設け、動物に関する各種の相談に対し、専門指導員による指導・助言を行う。

② 出張相談事業

動物愛護週間行事の動物フェア及び動物に関する行事を開催する機関の要請に応じて、動物に関する各種の相談に対し、指導・助言を行うとともに、動物の愛護、適正管理についての普及啓発を行う。

(2) しつけ方教室事業

犬の正しい飼い方・しつけ方を普及することにより適正管理を徹底する。

開催に当たっては、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室開催要領」に基づき、千葉県、関係機関、県内各市町村及び自治会等からの要請により実施するとともに、状況により当協会の主催で開催する。

① 基礎講座

県・市町村等においては、その計画に基づいて随時開催する。

そのほか、自治会、ペットクラブ等からの要請に応じて随時開催する。

② 実技講座

千葉県動物愛護センター本所・支所、各保健所、各市町村において開催する。

千葉市においては、千葉市動物保護指導センターの基礎講座修了者を対象に、また、船橋市においては、船橋市動物愛護指導センター基礎講習修了者及び県民を対象に、柏市にあっては柏市動物愛護ふれあいセンター基礎講習修了者を対象に実施する。

③ 個人レッスン講座

日程等の都合により、上記基礎講座及び実技講座に参加できない方や、集団ではなく個別に指導を受けたい希望者を対象に、飼い犬同伴で当協会などにおいて実施する。

④ 健康管理講座

動物を終生飼育していくために、病気の早期発見、食餌の与え方、運動のさせ方など少し早めの高齢犬対策として、協会などにおいて実施する。

(3) 飼い主紹介事業

引っ越しや出産などやむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫等について、新しい飼い主を紹介する。

* 電話による紹介：電話により譲渡希望者及び飼育希望者を紹介する。

協会のホームページに、種類・性別・年齢等の情報と写真を最長3ヶ月間掲載し紹介する。

3. 教育・調査研究活動事業

(1) 指導者等育成支援事業

行政及び(公社)千葉県獣医師会と一体となって、動物愛護・適正管理の推進を図るため、「狂犬病予防・動物愛護管理業務関係者等連絡会議及び研修会」及び「犬のしつけ方指導者養成講習会」を開催する。

(2) 調査・研究事業

協会の厳しい財政事情に鑑み、今後の安定した協会運営並びに特に公益事業の拡充を図るための方策を、調査研究する。

(3) 教材等提供事業

動物愛護及び適正管理啓発用教材・チラシ等の作成、配布並びに情報提供等を行い、人と動物とが共生できる社会づくりを推進する。

4. 受託事業

(1) 収容動物の管理処分・育成訓練業務

千葉県動物愛護センターにおける収容動物の管理処分・譲渡動物の管理訓練教育及び愛護事業用動物の飼養管理業務を受託する。

(2) 収容動物の管理業務

千葉市動物保護指導センターにおける収容動物の飼養管理業務を受託する。

(3) 各市愛犬愛猫の正しい飼い方としつけ方教室業務

犬や猫の正しい飼い方としつけ方教室事業を受託する。

(4) 新たな飼い主紹介仲介業務

各健康福祉センター及び動物愛護センターからの要請により、様々な事情により飼育できなくなった犬・猫等を当協会のホームページに掲載し、電話等による譲渡仲介業務を受託する。

5. その他目的達成のための事業

(1) 関係団体協力事業

県・市町村及び関係団体等の動物愛護・飼養管理に関する行事に協力、支援する。

(2) 募金・賛助会員の募集

動物病院などへ募金箱の設置を依頼するとともに、当協会ホームページ上に賛助会員の募集広報を掲載し、会員の増加を図る。

(3) 千葉県人とねこの共生実行委員会活動

飼い主のいないねこの不妊去勢事業及び地域ねこ活動を支援するため、研修会等において広報活動を実施する。

収益事業 なし